

社会福祉法人月の輪学院役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人月の輪学院の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間350万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第5条 理事及び評議員が理事会又は評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

(常勤役員の勤務報酬)

第6条 前2条の規定にかかわらず、週平均3日間業務にあたる理事長に対しては、月額報酬として、200,000円を支払うものとする。

2 当該報酬以外に、前2条に係る支出及び旅費は、これを行なわないものとする。ただし、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程の通勤手当支給基準に準ずる。

(2) 常勤役員の出張については、第8条を適用する。ただし、勤務にあたる日の出張には日当は支給しないものとする。

(監事報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行なった場合であっても、本条次項の報酬及び旅費は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立ち会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 旅費は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設・事業所の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成22年6月25日から適用する。
- 2 この規定は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 3 この規程は、平成30年9月27日から施行し、平成30年4月1日より適用する。
- 4 この規程は、令和元年7月1日から施行し、同日より適用する。

(別表1)

名 称	日 額
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円
監事出席報酬	10,000円

(別表2)

名 称	日 額
理事及び評議員業務報酬	10,000円
監事監査指導報酬	10,000円

(別表3)

名 称	交通費・宿泊費等	日 当
出張旅費	実 費	5,000円